

令和4年5月25日

合同会社かぎぐるま
代表社員 合同会社RJキャピタル
職務執行者 牧野 達明 様

日本野鳥の会石川
代表 中村 正男
〒929-1125 石川県かほく市宇野気 1-71

公益財団法人 日本野鳥の会
理事長 遠藤 孝一
〒141-0031 東京都品川区西五反田 3-9-23 丸和ビル

(仮称) 能登里山風力発電事業に係る環境影響評価方法書に対する意見書

現在、貴社が意見募集をしている(仮称)能登里山風力発電事業に係る環境影響評価方法書(以下、方法書という)に対して、鳥類の保全の見地から下記のとおり意見を述べます。

1. 累積的かつ複合的影響評価の実施の必要性について

貴社が作成した計画段階環境配慮書(以下、配慮書という)における事業実施想定区域に対して、方法書では対象事業実施区域(以下、計画地という)が6割程度に縮小してはいますが、(仮称)七尾志賀風力発電事業とは計画地が一部で重複しており、また、(仮称)志賀風吹岳風力発電事業、(仮称)西能登ウィンドファームおよび(仮称)志賀風力発電事業とは計画地が近傍にあります。したがって、これらの複数の事業計画が鳥類や自然環境に及ぼす累積的影響を評価しなければなりません。

しかし、方法書には累積的影響評価に関する具体的な方針や考え方、評価手法等が記載されておらず、不十分な内容となっています。貴社は海外事例を参考にすることで累積的影響の予測および評価を行い、計画地の周辺に複数の事業が存在することにより生じる鳥類をはじめとした自然環境への重大な影響を回避するための方針や方法を示すべきです。また、風力発電機の運転開始後は事後調査を行い、その結果を示すべきです。それらを実施すること、また、具体的な手法等を記載できない限り、本事業の規模を縮小するか、計画を撤回すべきです。

2. 風力発電機の基数について

配慮書時と比較して方法書では計画地が「約1759.5ha」から「約1035.5ha」と6割程度に縮小しているとありますが、風力発電機(以下、風車という)の基数については最大17基と変わりがありません。このことは風車の建設密度がより大きくなることを意味し、バードストライクや鳥類の風車への忌避行動がより増加するおそれがあります。

【図2.2-1(3)対象事業実施区域の位置及びその周囲の状況】では、計画地内に風車の設置予定範囲が密集しており、1つ風車を回避した個体が他の風車でバードストライクに遭う可能性が大きいことを示しています。

従って、風車の基数を減らすことを念頭において調査・評価を更に厳密に行う必要があります。

3. 鳥類調査の方法等について

【表6.2-1(17)～(18)調査の手法】、【表6.2-1(17)～(18)調査、予測及び評価の手法(動物)】、【表6.2-1(19)～(20)調査の手法(動物)】、【表6.2-1(21)調査時期の選定根拠】に記載されている内容について、下記のように意見を述べます。

- ・計画地全体はKBA(Key Biodiversity Area)に含まれています。そのため、貴社は風車の建設により発生する土砂の扱いには十分留意し、また、土砂流出等により、ホクリクサンショウウオの生息地をはじめ、地域の生態系や、鳥類を含めた地域の生物多様性に影響を及ぼさないよう、事業を計画、実

施すべきです。

- ・鳥類の生息・繁殖状況や渡り鳥の渡来・通過・渡去の状況は年変動が大きいことは既知のことです。貴社はこの年変動も考慮して、鳥類調査全般の実施期間は少なくとも2年間とする必要があります。
- ・鳥類調査において調査時期と頻度がそれぞれ記載されていますが、それが適切であるかどうか専門家等の意見を聞くべきです。私ども2団体としては、現地の鳥類の状況をより正確に把握するために、繁殖期（5～6月）は調査地において出現種数が飽和するまで実施し、それ以外の時期は各月1～2回程度の調査が必要と考えます。
- ・貴社は、観察地点からの視野を示す視野図を作成し、観察地点の設置位置の妥当性を検討すべきです。希少猛禽類調査および渡り鳥調査においては、各観察地点からの視野が重なって計画地全体を覆うようになっている状態で調査を実施し、影響を評価すべきです。
- ・希少猛禽類調査では、オオタカなどの繁殖状況を詳細に把握するために、2月～8月（繁殖期）の調査を2季実施することは評価できます。計画地とその周辺における希少猛禽類のペアの生息および繁殖状況をよりの確に把握するためには、定点観察法だけではなく、適宜、移動観察（早朝の声聞きなど）を含めるなど、対象種や環境に合わせて柔軟に調査を実施すべきです。
- ・希少猛禽類調査および渡り鳥調査では、鳥類の飛翔位置や飛翔高度を正確に把握するために、レーザーレンジファインダー等の機器を適宜併用すべきです。
- ・渡り鳥調査において、夜間調査の実施が記載されていません。春季には夜間（22時から翌朝4時頃）に渡り鳥が多く見られるとの報告*もあるため、夜間調査の実施を検討すべきです。ただし、録音調査では、鳥類の確認範囲に限られる（確認できる距離が短い）ため、レーダー調査を実施するなどして、計画地における渡り鳥の実態を詳細に把握したうえで影響を評価すべきです。
- ・風力発電事業においては渡り鳥の通過状況について、より正確な実態把握が重要なのは言うまでもありませんが、現在設定されている渡り鳥を対象とした調査地点は計画地またはその近辺に限られているため、この調査により渡り鳥の実態を正確に把握することは基本的に不可能です。そのため、有識者のアドバイスを受けて計画地周辺に対照地点を設定し、計画地と対照地の比較を行うことによって計画地が渡りの面で重要な区域なのかどうかを評価することが必要です。

4. アセス図書の縦覧方法について

貴社が作成した方法書が印刷できないのは、著作権者である貴社の意向によるものです。しかし、印刷して閲覧できないことは利用者にとって非常に不便であることから、貴社は利用者から申請があれば、印刷を可能にすべきです。

以上

*鳥類調査結果を用いた影響予測手法等について（参考）

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/electric/files/tyouruityousa2.pdf